

【診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
7)併設している介護関係施設等	1)介護老人福祉施設 2)介護老人保健施設 3)居宅介護支援事業所 4)介護予防支援事業所 5)老人介護支援センター 6)訪問看護ステーション又は介護予防訪問看護ステーション 7)通所介護事業所又は介護予防通所介護事業所 8)通所リハビリテーション事業所又は介護予防通所リハビリテーション事業所 9)短期入所生活介護事業所又は介護予防短期入所生活介護事業所 10)短期入所療養介護事業所又は介護予防短期入所療養介護事業所 11)特定施設又は介護予防特定施設 12)認知症対応型通所介護事業所又は介護予防認知症対応型通所介護事業所 13)小規模多機能型居宅介護事業所又は介護予防小規模多機能型居宅介護事業所 14)認知症対応型グループホーム又は介護予防認知症対応型グループホーム 15)地域密着型特定施設 16)地域密着型介護老人福祉施設	老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が30人以上であるものに限る。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者(その治療の必要な程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅介護支援事業(居宅介護サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防支援事業(介護予防サービス計画を作成する事業をいう。)を行う事業所 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村等の老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設 ①居宅要介護者について、その者の居宅において看護師等により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行う事業所 ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所又は②居宅要支援者について、その介護予防を目的として、同法の規定する老人デイサービス等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行なう(介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)事業所 ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行う事業所 ①居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、同法に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 ①居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う事業所又は②居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設(地域密着型特定施設でないもの)であって、入居する要介護者、要支援者に対し、特定施設サービス計画にもとづき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設 ①居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態(以下「認知症」という。)であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者であって、認知症であるものについて、老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において、その介護予防を目的として、同法に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 ①居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う事業所又は②居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 ①要介護者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う施設又は②要支援者であって認知症であるものについて、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行う事業所 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する有料老人ホームその他厚生労働省令で定める施設であって、その入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの(「介護専用型特定施設」)のうち、その入居定員が29人以下であるもの 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する特別養護老人ホーム(入所定員が二十九人以下であるものに限る。以下この項において同じ。)であって、当該特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画(地域密着型介護老人福祉施設に入所している要介護者について、当該施設が提供するサービスの内容等を定めた計画をいう。)に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことを目的とする施設
8)対応可能な短期滞在手術		
①日帰り手術	1)皮膚、皮下腫瘍摘出術 2)腋臭症手術 3)半月板切除術 4)手根管開放手術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの 同上 同上 同上

【診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
5 水晶体再建術	同上	
6 乳腺腫瘍摘出術	同上	
7 気管支狭窄拡張術	同上	
8 気管支腫瘍摘出術	同上	
9 ヘルニア手術	同上	
10 内視鏡的胃・十二指腸ポリープ・粘膜切除術	同上	
11 内視鏡的結腸ポリープ・粘膜切除術	同上	
12 経尿道的レーザー前立腺切除術	同上	
②1泊2日手術	1 関節鏡摘出術 2 半月板縫合術 3 膝蓋断裂縫合術 4 胸腔鏡下交感神経節切除術 5 頸下線腫瘍摘出術 6 甲状腺部分切除術、甲状腺腫瘍摘出術 7 下肢静脈瘤手術 8 腹腔鏡下胆囊摘出術 9 腹腔鏡下虫垂切除術 10 痔核手術 11 経尿道的尿路結石除去術 12 尿失禁手術 13 子宮頸部切除術 14 子宮鏡下子宮筋腫摘出術 15 子宮附属器腫瘍摘出術	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの
9) 対応可能な予防接種	1 ジフテリアの予防接種 2 破傷風の予防接種 3 ジフテリア、百日咳及び破傷風の三種混合の予防接種 4 ジフテリア及び破傷風の二種混合の予防接種 5 ポリオの予防接種 6 麻疹の予防接種 7 風疹の予防接種 8 麻疹及び風疹の二種混合の予防接種 9 日本脳炎の予防接種 10 BCGの予防接種 11 インフルエンザの予防接種 12 おたふくかぜの予防接種 13 水痘の予防接種 14 A型肝炎の予防接種 15 B型肝炎の予防接種 16 コレラの予防接種 17 狂犬病の予防接種 18 黄熱病の予防接種	

【診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	19 肺炎球菌感染症の予防接種	
10) 対応可能な在宅医療		
①在宅医療		
1 往診(終日対応することができるものに限る。)	24時間の往診が可能な場合に選択	
2 上記以外の往診	上記以外の往診の場合に選択	
3 地域連携退院時共同指導	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	
4 在宅患者訪問診療	同上	
5 在宅時医学総合管理	同上	
6 在宅末期医療総合診療	同上	
7 救急搬送診療	同上	
8 在宅患者訪問看護・指導	同上	
9 在宅患者訪問点滴注射管理指導	同上	
10 在宅訪問リハビリテーション指導管理	同上	
11 訪問看護指導	同上	
12 在宅患者訪問薬剤管理指導	同上	
13 在宅患者訪問栄養食事指導	同上	
14 歯科訪問診療	同上	
②在宅療養指導		
1 退院前在宅療養指導管理	当該診療行為に対応する診療報酬点数が算定されているもの	
2 在宅自己注射指導管理	同上	
3 在宅自己腹膜灌流指導管理	同上	
4 在宅血液透析指導管理	同上	
5 在宅酸素療法指導管理	同上	
6 在宅中心静脈栄養法指導管理	同上	
7 在宅成分栄養経管栄養法指導管理	同上	
8 在宅自己導尿指導管理	同上	
9 在宅人工呼吸指導管理	同上	
10 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理	同上	
11 在宅悪性腫瘍患者指導管理	同上	
12 在宅嚥たきり患者処置指導管理	同上	
13 在宅自己疼痛管理指導管理	同上	
14 在宅肺高血圧症患者指導管理	同上	
15 在宅気管切開患者指導管理	同上	
16 噫たきり老人訪問指導管理	同上	
③診療内容		
1点滴の管理	診療内容に合致するものを選択	
2 中心静脈栄養	診療内容に合致するものを選択	
3 腹膜透析	診療内容に合致するものを選択	
4 酸素療法	診療内容に合致するものを選択	
5 経管栄養	診療内容に合致するものを選択	
6 疼痛の管理	診療内容に合致するものを選択	
7 損傷の管理	診療内容に合致するものを選択	
8 人工肛門の管理	診療内容に合致するものを選択	

【診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
9 人工膀胱の管理	診療内容に合致するものを選択	
10 レスピレーター(人工呼吸器)	診療内容に合致するものを選択	
11 モニター測定(血圧・心拍等)	診療内容に合致するものを選択	
12 尿カテーテル(留置カテーテル等)	診療内容に合致するものを選択	
13 気管切開部の処置	診療内容に合致するものを選択	
14 在宅ターミナルケアの対応	診療内容に合致するものを選択	
④他の施設との連携		
1 病院との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択	
2 診療所との連携	常時診療所と共同して在宅医療を実施している場合に選択	
3 訪問看護ステーションとの連携	常時訪問看護ステーションと共同して在宅医療を実施している場合に選択	
4 居宅介護支援事業所との連携	常時居宅介護支援事業所と共同して在宅医療を実施している場合に選択	
5 薬局との連携	常時病院と共同して在宅医療を実施している場合に選択	
11) 対応可能な介護保険サービス		
①施設サービス	1 介護福祉施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人福祉施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。
	2 介護保健施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護老人保健施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をいう。
	3 介護療養施設サービス	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護療養型医療施設の療養病床等に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて行われる療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療をいう。
②居宅介護支援	1 居宅介護支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、在宅サービス等を適切に利用できるように心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うとともに、介護保険施設等への入所が必要な場合は施設への紹介等を行うものをいう。
③居宅サービス	1 訪問介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって、居宅(老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する経営老人ホーム、有料老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設における居室を含む。以下同じ。)において介護を受けるもの(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他政令で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって、厚生労働省令で定めるもの(夜間対応型訪問介護に該当するものを除く。)をいう。
	2 訪問入浴介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅を訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。
	3 訪問看護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において看護師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。
	4 訪問リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の居宅において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
	5 居宅療養管理指導	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、病院、診療所又は薬局の医師、歯科医師、薬剤師その他厚生労働省令で定める者により行われる療養上の管理及び指導であって、厚生労働省令で定めるものをいう。
	6 通所介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うこと(認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。
	7 通所リハビリテーション	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、病院、診療所その他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、当該施設において、その心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。
	8 短期入所生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人短期入所施設等に短期間入所させ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。
	9 短期入所療養介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等に短期間入所させ、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことをいう。
	10 特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設に入居している要介護者について、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者その他厚生労働省令で定める事項を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

【診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
11 福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具(心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある要介護者等の日常生活上の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、要介護者等の日常生活の自立を助けるためのものをいう。)のうち厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。	
12 特定福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について福祉用具のうち入浴又は排せつの用に供するものその他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。	
④地域密着型サービス	1 夜間対応型訪問介護 2 認知症対応型通所介護 3 小規模多機能型居宅介護 4 認知症対応型共同生活介護 5 地域密着型特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可) 6 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、夜間において、定期的な巡回訪問により、又は通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等で定める者により行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者であって、脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能及びその他の認知機能が低下した状態であるものについて、老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要介護者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅等の拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要介護者であって認知症のあるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、有料老人ホーム等であって、その入居者が要介護者、その配偶者等に限られるもののうち、その入居定員が29人以下であるもの(以下この項において「地域密着型特定施設」という。)に入居している要介護者について、当該地域密着型特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。
⑤介護予防支援	1 介護予防支援	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、介護予防サービス等を適切に利用できるように、地域包括支援センターの職員のうち厚生労働省令で定める者が、心身の状況・環境・本人や家族の希望等をうけ、利用するサービスの種類・内容等の計画を作成し、サービス提供確保のため事業者等と連絡調整等を行うものをいう。
⑥介護予防サービス	1 介護予防訪問介護 2 介護予防訪問入浴介護 3 介護予防訪問看護 4 介護予防訪問リハビリテーション 5 介護予防居宅療養管理指導 6 介護予防通所介護 7 介護予防通所リハビリテーション 8 介護予防短期入所生活介護 9 介護予防短期入所療養介護 10 介護予防特定施設入居者生活介護(指定を受けている有料老人ホーム等において可)	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、要支援者であって、居宅において支援を受けるものについて、その者の居宅において、その介護予防(身体上又は精神上の障害があるために入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部若しくは一部について常時介護を要し、又は日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止をいう。以下同じ。)を目的として、介護福祉士等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援をいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める場合に、その者の居宅を訪問し、厚生労働省令で定める期間にわたり浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その者の居宅において、その介護予防を目的として、看護師等により、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる療養上の世話又は必要な診療の補助をいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、病院等の医師、歯科医師、薬剤師等により行われる療養上の管理及び指導をいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人デイサービスセンター等に通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことを介護予防認知症対応型通所介護に該当するものを除く。)をいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、病院、診療所等に通わせ、当該施設において、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり行われる理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、老人福祉法(昭和38年法律第133号)で定める老人短期入所施設等に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行なうことをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について、介護老人保健施設、介護療養型医療施設等で定める施設に短期間入所させ、その介護予防を目的として、厚生労働省令で定める期間にわたり、当該施設において看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の支援を行なうことをいう。 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、特定施設(介護専用型特定施設を除く。)に入居している要支援者について、その介護予防を目的として、当該特定施設が提供するサービスの内容、これを担当する者等を定めた計画に基づき行われる入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、機能訓練及び療養上の世話をいう。

【診療所用】

別表1

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
	11 介護予防福祉用具貸与	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものとして厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる貸与をいう。
	12 特定介護予防福祉用具販売	介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する、居宅要支援者について福祉用具のうちその介護予防に資するものであって入浴又は排せつの用に供するものの他の厚生労働大臣が定めるものの政令で定めるところにより行われる販売をいう。
⑦介護予防地域密着型サービス	1 介護予防認知症対応型通所介護	居宅要支援者であって、認知症であるものについて、その介護予防を目的として、老人福祉法(昭和38年法律第133号)の厚生労働省令で定める施設又は同法に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において、厚生労働省令で定める期間にわたり、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
	2 介護予防小規模多機能型居宅介護	居宅要支援者について、その者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、その者の居宅において、又は厚生労働省令で定めるサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、当該拠点において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。
	3 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援者(厚生労働省令で定める要支援状態区分に該当する状態である者に限る。)であって認知症であるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)について、その共同生活を営むべき住居において、その介護予防を目的として、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことをいう。
12) 医療従事者	1 医師	
	2 歯科医師	
	3 薬剤師	
	4 看護師及び准看護師	
	5 助産師	
	6 歯科衛生士	
	7 診療放射線技師	
	8 理学療法士	
	9 作業療法士	

医療機関の医療機能に関する情報【歯科診療所】

1.管理・運営・サービス・アメニティに関する事項	詳細	記載上の留意事項
(1)基本情報		
1 診療所の名称		
2 診療所の開設者		
3 診療所の管理者		
4 診療所の所在地		
5 診療所の案内用の電話番号及びFAX番号		
6 診療科目		医療法第6条の6に基づく診療科名を指す。
7 診療科目別の診療日		
8 診療科目別の診療時間		標榜している診療科目毎の診療を行う時間を記載
(2)診療所へのアクセス		
9 診療所までの主な利用交通手段		病院等の最寄りの公共交通機関の駅等の名称、当該最寄りの駅等から病院等までの主な交通手段、所要時間等を記載
10 診療所の駐車場	(i)駐車場の有無	敷地内及び隣接地(概ね徒歩5分圏内)に駐車場を保有しているかどうか。
	(ii)駐車台数	(i)の駐車場について、駐車可能な普通乗用車等の台数を記載
	(iii)有料又は無料の別	(i)の駐車場の有料・無料の区別を記載(有料の場合、料金を記載することも差し支えない。)
11 案内用ホームページアドレス		患者や住民が閲覧可能なホームページを有している場合にURLを記載
12 案内用電子メールアドレス		患者や住民が連絡、相談等を行うことができる電子メールアドレスを有している場合にはそのアドレスを記載
13 診療科目別の外来受付時間		
14 予約診療の有無		
(3)院内サービス・アメニティ		
15 院内処方の有無		外来患者に対して、診療所内で処方が行われているかどうか。
16 対応することができる外国語の種類		
17 障害者に対するサービス内容		別紙1の1)
18 車椅子利用者に対するサービス内容		別紙1の2)
19 受動喫煙を防止するための措置		別紙1の3)
20 医療に関する相談員の配置の有無及び人数		医療ソーシャルワーカー等の相談員を配置している場合にはその人数を記載(※非常勤も含む。非常勤を含む場合には常勤換算により記載。)
(4)費用負担等		
21 保険医療機関、公費負担医療機関及びその他の病院の種類		別紙1の4)
22 クレジットカードによる料金の支払いの可否		

2. 提供サービスや医療連携体制に関する事項		
(1)診療内容、提供保健・医療・介護サービス		
23 専門医の種類及び人数		別紙1の5)
24 対応することができる疾患又は治療の内容		別紙2
25 専門外来の有無及び内容		診療所内において、設置している特定の患者、部位、疾患、治療を対象とする専門的外来を設置しているかどうか。設置している場合、医療法に基づき、広告が可能な患者特性や治療方法に限る。また、名称を記載する部分については、都道府県が定める様式において、字数制限を設けることができる。
26 健康診断及び健康相談の実施	(i)健康診断の実施の有無及び内容	内容については、「乳幼児検診」、「胃がん検診」等、対象者や部位を付記することは差し支えなく、「人間ドック」という表現も差し支えない。ただし、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
	(ii)健康相談の実施の有無及び内容	内容については、「がんに関する健康相談」、「生活習慣病に関する健康相談」、「歯の健康相談」等、対象者や部位を付記することは差し支えない。ただし、内容については、医療法に基づき、広告が可能なものに限る。また、内容を記載する部分については、都道府県の定める様式において字数制限を設けることができる。
27 対応することができる在宅医療		別紙1の6)
3. 医療の実績、結果に関する事項		
28 歯科診療所の人員配置	(i)医療従事者の人員数	別紙1の7) 常勤者の数と非常勤者について「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」別紙「常勤医師等の取扱いについて」に基づき常勤換算した数とを足しあわせた数について記載する。なお、担当させている業務内容が2以上にわたる場合は、その主たる業務によって計上し、現に主として行っている業務内容により、そのいずれか一方で計上する。
29 情報開示に関する窓口の有無		診療所内に常設される情報開示の手続き等を行う窓口で、患者等からの診療情報等の情報に関する相談、開示請求に応じられる体制を確保しているかどうか。
30 患者数	(i)外来患者数	「外来患者の数」は、「1日平均患者数」とし、「医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱」に基づき、前年度の外来患者延数を実外来診療日数で除した数を記入する。この場合、外来患者数に在宅患者数は含めない。
31 患者満足度の調査	(i)患者満足度の調査の実施の有無	患者に行う当該診療所に対する満足度についてのアンケート等を実施しているかどうか。ただし、調査結果そのものについては記載しないこと。
	(ii)患者満足度の調査結果の提供の有無	(i)のアンケート等の結果を、患者等の求めに応じて提供するかどうか。

別表1

【歯科診療所用】

厚生労働省令で定めるもの	厚生労働大臣が定めるもの	記載上の留意事項
1) 障害者に対する配慮	1 手話による対応 2 施設内の情報の表示 3 音声による情報の伝達 4 施設内点字ブロックの設置 5 点字による表示	視覚的に施設内の案内等が表示されることにより、聴覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 音声により施設内の案内等が行われることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること 点字により診療の内容等が表示されることにより、視覚障害者の利便性に資する措置がとられていること
2) 車椅子利用者に対する配慮	1 施設のバリアフリー化の実施	高齢者や障害者の利用にも配慮した設計がされていること。具体的には、車椅子で通行可能な通路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等がなされていること
3) 受動喫煙防止対策	1 施設内における全面禁煙の実施 2 喫煙室の設置	出入口以外には非喫煙場所に対する開口面がほとんどない独立した喫煙のための部屋を備えていること
4) 医療保険、公費負担等	1 保険医療機関 老人保健法(昭和57年法律第80号)第6条に規定する医療保険各法及び同法に基づく療養等の給付の対象とならない医療並びに公費負担医療を行わない医療機関 2 労災保険指定医療機関 3 更生医療指定医療機関 4 育成医療指定医療機関 5 精神通院医療指定医療機関 6 身体障害者福祉法指定医の配置されている医療機関 7 精神保健福祉法(昭和25年法律第123号)に基づく指定病院又は応急入院指定病院 8 精神保健指定医の配置されている医療機関 9 生活保護法指定医療機関 10 医療保護施設 11 結核指定医療機関 12 指定養育医療機関 13 戦傷病者特別援護法指定医療機関 14 原子爆弾被害者医療指定医療機関 15 原子爆弾被害者一般疾病医療取扱医療機関 16 特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関又は第二種感染症指定医療機関 17 公募医療機関 18 母体保護法指定医の配置されている医療機関 19 特定機能病院 20 地域医療支援病院 21 災害拠点病院 22 へき地拠点病院 23 小児救急医療拠点病院	健康保険法(大正11年法律第70号)により指定を受けた医療機関 保険医療機関以外の医療機関 労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)により、「療養の給付」を行う医療機関として、都道府県労働局長が指定した医療機関 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(更生医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(育成医療)を行う医療機関として、都道府県知事、政令指定都市の市長又は中核市の市長が指定した医療機関 障害者自立支援法(平成17年法律第123号)により、自立支援医療(精神通院医療)を行う医療機関として、都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定した医療機関 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)により、身体障害者手帳に係る、都道府県知事が指定を受けた医師を配置している医療機関 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、都道府県が設置する精神科病院に代わる施設として指定を受けた精神科病院、応急入院を行うことが認められる精神科病院として都道府県知事又は政令指定都市の市長が指定する精神科病院 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)により、措置入院の判定等を行うのに必要な知識及び技能等を有すると認められる者として、厚生労働大臣の指定を受けた精神保健指定医を配置している医療機関 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療扶助のための医療を担当させる機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定する医療機関 生活保護法(昭和25年法律第144号)により、医療を必要とする要保護者に対して、医療の給付を行うことを目的として、都道府県が設置し、又は都道府県知事が届出を受け、若しくは認可した施設 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、結核患者に対する適正な医療を行う医療機関として、都道府県知事が指定する医療機関 母子保健法(昭和40年法律第141号)により、養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児に対し、その養育に必要な医療を行う機関として、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した医療機関 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)により、軍人軍属等であった者の公務上の傷病に関して、療養の給付を行う医療機関として、厚生労働大臣の指定する医療機関 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法に規定する医療を担当する医療機関として、厚生労働大臣が指定した医療機関 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)により、同法の規定による支払を受けることができる医療機関として、都道府県知事が指定した医療機関 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)により、同法で定める感染症の患者の入院を担当する医療機関として、都道府県知事が指定する病院 公募医療機関に関する法律(昭和48年法律第111号)により、指定疾患についての療養の給付を担当する医療機関 母体保護法(昭和23年法律第156号)により、都道府県の区域を単位として設立された社団法人たる医師会の指定を受けた医師を配置している医療機関 医療法(昭和23年法律第205号)により、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、厚生労働大臣が個別に承認する病院 医療法(昭和23年法律第205号)により、地域医療を担うかかりつけ医等を支援する能力を備え、地域医療の確保を図る病院として相応しい医療機関について、都道府県知事が個別に承認する病院 「災害拠点病院整備事業の実施について(平成8年5月10日付健政発第435号)」により、被災地の医療の確保、被災した地域への医療支援等を行うための拠点病院として、都道府県が要請する病院 「へき地保健医療対策事業について(平成13年5月16日付医政発第529号)」により、へき地診療所等への代診医等の派遣、へき地從事者に対する研修、遠隔地診療支援等の診療支援事業等が実施可能な病院として、都道府県が指定する病院 「救急医療対策の整備事業について(昭和52年7月6日付医発第692号)」により、小児救急医療に係る休日夜間の診療体制を常時整え、原則として、初期救急医療施設及び救急搬送機関から転送された小児重症救急患者を必ず受け入れる、入院を要する小児救急医療を担う医療機関として、都道府県が要請する病院